

こちらの手続きもお忘れなく

○上下水道○

●水道の開始・停止・名義変更

異動の多いこの時期は混雑いたしますので、3日以上前（土・日・祝日除く）までに、上下水道課へお越しただくか、お電話またはFAXでお申し込みください。

●井戸水使用世帯の人数変更

井戸水を使い、下水道に接続している世帯で、人数に変更があった場合は、上下水道課へお越しただくか、お電話で手続きしてください。

○国民健康保険○

同一世帯内に健康保険の異動があった方がいる場合は、異動後14日以内に届出をする必要があります。届出が必要な場合と必要な書類については下の表2をご覧ください。

表2 国保の届出一覧

	こんなとき	手続きに必要なもの
国保に加入するとき	他の市区町村から転入したとき	前住所地の市区町村が発行した転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき	資格喪失証明書など
	健康保険の被扶養者からはずれたとき	
子どもが生まれたとき	印鑑	
生活保護を受けなくなったとき	印鑑	
国保を脱退するとき	他の市区町村へ転出するとき	保険証
	職場の健康保険に加入するとき	国保と職場の健康保険の両方の保険証
	健康保険の被扶養者になったとき	保険証、印鑑
その他の異動	被保険者が死亡したとき	保険証
	生活保護を受けるようになったとき	保険証
	鏡石町内で住所が変わったとき	保険証
	世帯主や氏名が変わったとき	保険証、在学証明書、印鑑
世帯を分離・合併したとき	印鑑	
修学のため、町外に転出するとき	印鑑	
保険証を紛失または破損したとき	印鑑	

*手続きの際、本人確認書類と個人番号がわかる書類が必要となります。

○児童手当・児童扶養手当等○

児童手当を受給している方が他の市町村に住所を移すと、本町での受給資格はなくなります。受給者の方は、本町から課税証明書の交付を受け、転出した日から15日以内に、転入先の市町村で新たに手続きをしてください。

児童扶養手当・特別児童扶養手当・ひとり親家庭医療費助成を受けている方が転居や転出の手続きをした際には、受給者証・印鑑を持って福祉こども課で手続きをしてください。

*状況によっては手続き不要の場合もあります。
*転出先で新たに受給するためには、本町で発行される課税証明書が必要になります。

○国民年金○

会社を退職した方や配偶者の扶養から抜けた方は、必ず税務町民課で加入の手続きをしてください。加入手続きに必要な書類は、健康保険資格喪失証明書や離職票等です。また、保険料を納めることが経済的に困難な方は、免除制度がありますのでご相談ください。

●受給資格期間が短縮されます！
平成29年8月から、年金を受給するために必要な期間が、25年から10年に短縮されます。日本年金機構において、資格期間が10年以上あることが確認できた方には、順次、請求書が発送されます。ご自身の資格期間を確認する場合は、最寄りの年金事務所にお問い合わせください。

問い合わせ先 郡山年金事務所 ☎024-932-3434

○ごみ○

急な引っ越しで収集日に出せない場合は、前日までの予約により須賀川地方衛生センターまで自己搬送するか、廃棄物許可業者（有料）をご利用ください。*衛生センターの連絡先や許可業者は、町ホームページやごみカレンダーに掲載しております。

春は引っ越しの季節——

住民異動の届出はお早めに！

住民異動の届出は義務です。住民票異動の手続きは引っ越しの日から14日以内に行わないと罰則を受ける可能性があります。今回は、住民異動の届出についてご紹介します。

表1 住民異動届一覧

届出事項	どんなときに（届出事由）	いつ（届出期間）	だれが（届出人）	届出に必要なもの（添付書類など）
転入届	町外から鏡石町に住所を移したとき	住み始めてから14日以内		①前住所地の市区町村が発行した転出証明書 ②身分証明書（写真付） ③印鑑 ④個人番号通知カードまたは個人番号（マイナンバー）カード
転出届	鏡石町から町外に住所を移すとき	新住所に移る前に	本人・同じ世帯の方または代理人（*）	①国民健康保険証（加入者のみ） ②身分証明書（写真付） ③印鑑
転居届	鏡石町内で住所が変わったとき	住み始めてから14日以内		①国民健康保険証（加入者のみ） ②身分証明書（写真付） ③印鑑 ④個人番号通知カードまたは個人番号（マイナンバー）カード

*代理人の場合は委任状が必要になります

住民異動の手続き

春は進学・就職や転勤による引っ越しが多くなる季節です。引っ越しをして住所を変更するには、税務町民課に住民異動届を提出する必要があります。手続きの詳細は表1をご参照ください。
なお、届出にあたっては次の点にご注意ください。

●マイナンバー
個人番号通知カード・個人番号（マイナンバー）カードをお持ちの方は、転入・転居の手続きの際に必要となりますので、必ず持参してください。
●本人確認
届出の際に窓口で本人確認を行っています。運転免許証など顔写真付きの身分証明書をご持参ください。

受付時間

●届出者
届出は異動者本人もしくは同一世帯の方が行ってください。その他の方が代理人として届ける場合には委任状が必要となります。

受付時間は月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分までです。ただし、皆さんの来やすい時間帯（月曜日、金曜日、10時～15時）は混雑しますので、もしご都合が合えば、これらの時間を避けた方がスムーズに手続きすることができそうです。
*日曜窓口では、住所異動手続きの受付は行っていません。受付できる手続きは証明書の発行、納税のみとなっておりますのでお気を付けください。

事前に確認を

手続きに必要な書類は個人ごとに異なりますので、事前にお電話等で確認いただければ、窓口でスムーズに手続きすることができそうです。

手続きチェック表

住所異動をされた際に手続きが必要な方のチェック表です。転入・転出の際にご活用ください。なお、手続きによって必要な書類等が異なりますので、手続きする前に担当窓口にお問い合わせください。

- 転入・転出者全員
個人番号通知カード・個人番号（マイナンバー）カードへの裏書き（世帯員全員分）
- 印鑑登録者
- 国民健康保険加入者
- 後期高齢者医療保険加入者
- 国民年金加入者
- 子ども医療費受給者
- ▼ 税務町民課（町民グループ）
☎62-21112
- 原動機付自転車等（125cc以下）を所持している方
- 固定資産（土地・建物・償却資産）を所持している方
- ▼ 税務町民課（税務グループ）
☎62-21114
- 児童手当受給者
- 児童扶養手当受給者
- ひとり親家庭医療費受給者
- 身体障害者手帳所持者
- 重度心身障害者医療費受給者
- 療育手帳所持者
- 介護保険の被保険者（65歳以上の方または40歳以上64歳までの要介護・要支援認定者）
- ▼ 福祉こども課 ☎62-22210
（勤労青少年ホーム内）
- 飼いがいる方
- ▼ 健康環境課 ☎62-21115
（勤労青少年ホーム内）
- 公立の小・中学校に在学している児童・生徒の保護者
- ▼ 教育課 ☎62-3459
（公民館内）

